

平成25年7月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 飯田理恵

平成25年(公)第166号分限免職処分取消等請求控訴事件(原審・甲府地方裁判所)

平成23年(公)第4号)

平成25年6月17日口頭弁論終結

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 小笠原 忠彦

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

被 控 訴 人 富士吉田市

同 代 表 者 市長 堀内 茂

同 代 表 者 富士吉田市公平委員会

上記委員会代表者委員長 吉本 春勝

処 分 行 政 庁 富士吉田市

堀内 長茂

被控訴人訴訟代理人弁護士 橋本 勇成

同 羽橋 成

同 橋本 一

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 富士吉田市市長が平成22年9月27日付けで控訴人に対してした地方公務員法28条1項3号及び1号の規定による分限免職処分を取り消す。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、447万3640円及びこれに対する平成23年8月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、臨床心理士の資格を有し、被控訴人の教育委員会教育研修所（以下「被控訴人教育研修所」という。）に勤務していた控訴人が、被控訴人に対し、(1)「不適正なカウンセリングをした上、上司の職務命令や指示指導を無視した勤務態度を続けていた」こと等を理由に富士吉田市市長から分限免職処分（以下「本件処分」という。）を受けたが、控訴人に分限免職事由はなく、本件処分は違法であると主張して、本件処分の取消しを求めるとともに、(2)不当な給与等の減額、被控訴人の職員からの暴行行為を含む組織的な嫌がらせを受けたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料420万円等合計447万3640円の損害賠償及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日である平成23年8月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

これに対し、被控訴人は、(1)控訴人には、不適切なカウンセリング、不適切な時間外勤務等の分限免職事由があり、(2)控訴人主張の組織的嫌がらせはないと主張し、争った。

原判決は、本件処分の取消請求については、控訴人にあっては、職務の円滑な遂行に支障があり、地方公務員法28条1項3号にいう「その職務に必要な適性を欠く場合」に該当し、本件処分に裁量権の行使を誤った違法性を認めることはできないとして棄却し、損害賠償請求についても、控訴人に対する組織的嫌がらせがあったとは認めることができないとして棄却した。このため、これを不服とする控訴人が本件控訴を申し立てた。

2 「前提事実」及び「争点及び争点に関する当事者の主張」は、次の3のとお

り当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1及び2に記載（別紙分限免職事由一覧を含む。）のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁18行目の「行政処分庁」を「処分行政庁」に、5頁21行目及び7頁12行目の「別紙分限事由一覧」をいすれも「別紙分限免職事由一覧」に、8頁2行目の「無条件任用」を「正式採用」に、9頁22行目の「原告」を「控訴人の主張」に、10頁4行目の「教育長」を「被控訴人教育委員会教育長の（以下「教育長」という。）」に、11頁10行目の「副市長」を「当時の教育長」に、同頁19行目から20行目にかけての「被告教育委員会教育長の（以下「教育長」という。）」を「教育長」に、13頁14行目の「被告」を「被控訴人の主張」に、16頁12行目の「前記3」を「前記(3)」に改める。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原判決は、分限免職の根拠となっている事実の認定を被控訴人教育研修所所長（以下「所長」という。）が作成した観察指導シート（乙3）に拠っているが、観察指導シートの信用性は、皆無である。

所長は、原審における証人尋問で、観察指導シートは、人事評価の試行期間に入ったので、人事課の指導で控訴人を含む対象の3人について付け始めたと証言したが、所長の陳述書（乙33）や富士吉田市職員分限懲戒等審査委員会（以下「本件分限懲戒等審査委員会」という。）会議録（乙9。所長の発言が記載されている。）には、そのような記載はなく、観察指導シートを付け始めた端緒に関する記載は、法廷での証言と矛盾する。観察指導シート作成の端緒、動機に関する上記の矛盾は、観察指導シートの記載内容の客観的な信用性を減殺する事情である。

また、被控訴人は、控訴人の指摘にもかかわらず、観察指導シートの根拠規定を提出しないが、根拠規定が提出されなければ、観察指導シートが正当

な手続で作成されたのか否かを確認することができないから、根拠規定の不提出は、観察指導シートの信用性を減殺する事情となる。

観察指導シートは、控訴人を分限免職処分にするための手段にすぎず、所長の主観的な評価、主観的な感情と主観的な判断に基づいて記録されたものであって、全く客觀性のないものである。このことは、観察指導シートに控訴人の良い点が全く記載されていないこと、所長が観察指導シートを作成したのは今回が初めてであることにも現れている。

(2) 下吉田東小学校校長らの書面（乙29から32まで）の信用性も、皆無である。

乙29から32までの書面は、いずれも、本件分限懲戒等審査委員会には提出されておらず、本件訴訟の原審における証人尋問期日の直前になって提出されたものである。

乙30及び31は、被控訴人の小学校が出す公式の文書の形式を満たしておらず、作成年月日の記載もなく、押印もない。乙31は、作成名義すら明らかではない。乙32は、公印が押されていない。

乙30及び31の内容は、全くのねつ造であり、乙29及び32の内容も、誤りが多い。乙32の内容は、前任者からの伝聞である。

したがって、これらの書面は、後から訴訟対策で作成された疑いが強く、書面の信用性はない。

(3) 本件分限懲戒等審査委員会における前下吉田東小学校校長らの発言（乙9、12）にも、信用性がない。

被控訴人の教育委員会と市内各小中学校とは人事交流が頻繁にあり（例えば、所長は、前任が富士吉田中学校教頭であった。）、教育委員会と各小学校校長とは、一体である。各小学校校長は、被控訴人の意向をくんで発言しているのであって、その発言は、被控訴人の発言そのものである。

(4) 控訴人の職務内容や控訴人が行ったカウンセリングへの苦情等についての

原判決の認定には、根拠のない予断と偏見による事実誤認が多い。

控訴人は、各学校と連携を取っており、連携が取れていないというのは、言い掛けりである。また、控訴人が被控訴人教育委員会の幹部職員に対し攻撃的、挑発的な態度を取ったこともない。

本件処分の原因は、控訴人が、時間外勤務について、きちんと時間外勤務手当を要求したこと、職場会議において、上司の意見でも間違っていることについては意見を述べたこと、被控訴人がカウンセリングに無理解であるため、カウンセリングについて被控訴人の幹部に意見を述べたこと、これらにより、控訴人が被控訴人教育委員会の幹部の反感を買ったことがある。

(5) 本件処分は、公平原則、平等原則、比例原則に反しており、裁量権の範囲を逸脱している。

控訴人は、担当すべきものとして割り当てられた職務内容であるカウンセリング業務を数多くこなし、実績を上げており、被控訴人の主張する相談者の苦情は、具体的証拠を欠くものである。したがって、控訴人は、「勤務実績が良くない場合」に当たらない。

また、控訴人が「その職に必要な適格性を欠く場合」に当たることの根拠とされた観察指導シート等は、一方的な見解にすぎないから、控訴人に適格性の欠如も認められない。

控訴人は、これまで懲戒処分を一度も受けたことがなく、被控訴人の指導にも従ってきた。その人格的適性が矯正不可能ということはない。

被控訴人は、一連の行動、態度を相互に有機的に関連付けて評価することや、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素を考慮することをしておらず、「現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性」（最高裁昭和48年9月14日第二小法廷判決・民集27巻8号925頁）を検討していないし、分限免職処分以外の他の処分も検討していない。

したがって、被控訴人が分限免職処分を選択することは、相当ではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次の2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決18頁9行目の「正規職員としてからは」を「正規職員として採用されてからは」に、20頁15行目から16行目にかけての「申し伝えところ」を「申し伝えたところ」に、22頁21行目の「保障」を「補償」に、23頁10行目の「分限懲戒等審査委員会」を「本件分限懲戒等審査委員会」に、27頁10行目の「その職務に必要な適性を欠く場合」を「その職に必要な適格性を欠く場合」に、同頁最終行の「本件分限等審査委員会」を「本件分限懲戒等審査委員会」に、28頁9行目の「被告は」を「控訴人は」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、 所長が作成した観察指導シート(乙3)の信用性は皆無であると主張する。

控訴人は、その根拠として、観察指導シートを付け始めた端緒に関する所長の原審における証人尋問での証言が 所長の陳述書(乙33)の記載や本件分限懲戒等審査委員会での 所長の発言と異なることを指摘する。しかしながら、 所長の原審における証人尋問での証言は、人事評価の試行期間に入ったので、人事課から付けるように言われたことに加えて、控訴人が自分の言うことを聞かなくなったとか、駐車位置が悪いだとかいうことがあったので、観察指導シートを付けるようになったというもの(尋問調書24頁)であり、 所長の陳述書(乙33)の記載は、正式任用後、控訴人の勤務態度が豹変し、自分の言うことをあまりにも聞いてくれなくなり、ことごとく逆らうようになったことから、いつ、どのような指導をした

かを記録に残すようにしたというものであり、本件分限懲戒等審査委員会での所長の発言（乙9）は、自分の職務命令をあまり聞いてくれず、実際に学校現場に行って控訴人の教育相談の様子を聞いたところ、あまり学校に報告をしないだとか、担任のやる気をなくさせるような発言が多々あるだとか、勝手に教育相談を進めてしまうというようなことを校長から聞き、普段の行動の様子等を記録しておかなければいけないと思ったというものである。そうすると、これらは、いずれも、控訴人が 所長の言うこと（指導命令）を聞かなくなつたことから、観察指導ノートを付けるようになったという点では共通しているのであって、証人尋問の際に、人事評価の試行期間ということも、観察指導ノートを付けるようになった端緒として証言したからといって、証人尋問での証言と陳述書の記載及び本件分限懲戒等審査委員会での発言とが矛盾するというものではない。

控訴人は、次に、被控訴人が観察指導シートの根拠規定を提出しないことを指摘する。しかしながら、根拠規定の有無及び内容と現に作成された書面の記載の信用性とが結び付くものではないから、根拠規定が提出されないことは、観察指導シートの信用性に影響を与えるものではない。

控訴人は、さらに、観察指導シートは控訴人を分限免職処分とするための手段にすぎず、観察指導シートに控訴人の良い点が全く記載されていないと主張するが、これらが観察指導シートの信用性に影響を与えるものでないことは、原判決が説示する（23頁18行目から24行目まで）とおりである。また、 所長が本件のような細かい観察指導シートを作成したのは今回が初めてである（原審における 証人の尋問調書28頁）としても、それは、従前、そのような必要がなかったからであると推測されるから、何ら不思議なことではない。そして、控訴人は、観察指導シートは全く客觀性のないものであるとも主張するが、観察指導シートの記載内容は、(2)及び(3)でみるとおり信用性の認められる乙29から32までの書面の記載内容並びに乙9及

び12の記載内容とも一致しているから、十分客觀性を有するものである。

以上のとおり、乙3の観察指導シートの信用性が皆無であるとの当審における控訴人の主張(1)は、採用することができない。

(2) 控訴人は、下吉田東小学校校長らの書面（乙29から32まで）の信用性も皆無であると主張する。

控訴人は、これらの書証が提出された時期を問題とするところ、乙29から32までの書面が原審で書証として提出されたのは、平成24年8月29日の弁論準備手続期日であるが、これらを控訴人訴訟代理人が受領したのは同年7月2日であり（記録上明らかである。）、証人尋問がされたのは同年10月2日の口頭弁論期日であるから、乙29から32までの書面が証人尋問期日の直前になって提出されたということはできない。

また、本件分限懲戒等審査委員会には、(3)のとおり、下吉田東小学校の前校長ら4名の小学校校長が出席して事情を話しているから、乙29から32までの書面を本件分限懲戒等審査委員会に提出する必要はなかったと解することができる。

控訴人は、乙30から32までの書面については、その形式等を問題とするが、これらの書面は、様式、記載事項が規定された申請書等とは異なるから、その形式等によって信用性を判断するのは、相当ではない。

控訴人は、乙30及び31の内容はねつ造であるとか、乙29及び32の内容も誤りが多いなどとも主張するが、その主張は、控訴人の主張又は供述と内容が異なるから、ねつ造であるなどといっているにすぎない。

そして、控訴人は、乙29から32までの書面は、後から訴訟対策で作成された疑いが強いとも主張するが、例えば、乙31の1の書面についてみると、平成22年4月16日に開催された本件分限懲戒等審査委員会の会議に出席した富士小学校の 校長（以下「 校長」という。）は、席上で、平成20年12月上旬から中旬にかけてあったことをメモしてあったの

で、メモしたことを言わせてもらうと発言している（乙9）ところ、... 校長の発言内容と乙31の1の記載内容とは、細部まで一致している。したがって、乙31の1の書面は、 校長が、平成20年12月上旬から中旬にあつたことをその当時記載した書面と認めることができる。同様のことは、上記の本件分限懲戒等審査委員会の会議に出席した下吉田東小学校の前校長（以下「 前校長」という。）の発言内容と乙29の記載内容、一宮西小学校の 校長（以下「 校長」という。）の発言内容と乙30の1の記載内容、下吉田第二小学校の 校長（以下「 校長」という。）の発言内容と乙32の記載内容の間でもいえるのであって、このように発言内容と書面の記載内容とが一致しているということは、これらの書面が既に存在していたことを示しているというべきである。したがって、これらの書面が訴訟対策で作成されたとは、およそいうことができない。

以上によれば、当審における控訴人の主張(2)も、採用することができない。

(3) 控訴人は、本件分限懲戒等審査委員会における下吉田東小学校校長らの発言にも信用性がないと主張する。

乙9（本件分限懲戒等審査委員会の第3回会議録）によれば、平成22年4月16日に開催された本件分限懲戒等審査委員会の会議には、同年3月31日まで下吉田東小学校の校長をしていた 前校長、同日まで吉田小学校の校長をしており、その前には明見小学校の校長をしていた下吉田第二小学校の 校長、同日まで下吉田第一小学校の校長をしていた一宮西小学校の 校長及び富士小学校の校長である 校長の4名が出席し、各小学校での控訴人のカウンセリングの状況等について話をしたこと、乙12（本件分限懲戒等審査委員会の第6回会議録）によれば、平成22年8月4日に開催された本件分限懲戒等審査委員会の会議には、 前校長及び 校長が再度出席し、上記第3回会議での発言を確認したことが認められる。そして、上記第3回会議では、 前校長からは、控訴人にカウンセリングを依頼し

た生徒の母親からカウンセリングでの不満、疑問が述べられ、母親が嫌がる中で面談が続いたが、不信感が募り、平成21年2月頃には控訴人のカウンセリングをやめさせたとの経緯についての話が、　　校長からは、度々、控訴人を呼んで、カウンセリングしたことについて学校に話してくれないと困ると話したが、控訴人からの説明に納得のできるものがなかったなどの話が、　　校長からは、具体例を挙げて、学校との連携が取れなかつたとの話が、　　校長からは、校長や担任に対する控訴人の態度、控訴人の担任への指導に対する態度についての話がされているが、これらの話は、いずれも具体的で詳細なものと評価することができる（　　校長の発言には、日にちだけでなく、何時何分に話したとの部分もあり、メモを残していたことがうかがわれる。）。

控訴人は、被控訴人の教育委員会と市内各小中学校とは人事交流が頻繁にあり、教育委員会と各小学校校長とは一体であると主張するが、その抽象的な関係ではなく、発言の内容そのものから、発言の信用性は検討すべきであるところ、上記校長らの発言の内容をみると、各小学校校長が被控訴人の意向をくんで虚偽の発言をしているとは解されず、各小学校校長の発言の信用性を疑わせるものはない。

したがって、当審における控訴人の主張(3)も、採用することができない。

(4) 控訴人は、控訴人の職務内容や控訴人が行ったカウンセリングへの苦情等についての原判決の認定には根拠のない予断と偏見による事実誤認が多いと主張する。

しかしながら、原判決は、上記のとおり、十分信用性の認められる乙3、9、12、29から32までの各書証や　　証人の証言等の証拠から、原判決「事実及び理由」の第3の1(2)イ及びウ（18頁3行目から22頁4行目まで）の各事実を認定しているのであって、これを根拠のない予断と偏見による事実誤認などということはできない。

控訴人は、本件処分の原因は控訴人が被控訴人教育委員会の幹部の反感を買ったことにあると主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、当審における控訴人の主張(4)も、採用することができない。

(5) 控訴人は、本件処分は、公平原則、平等原則、比例原則に反しており、裁量権の範囲を逸脱していると主張する。

しかしながら、原判決「事実及び理由」の第3の1(2)イ及びウの各事実のほか、同22から23まで（22頁5行目から23頁2行目まで）の各事実を総合すれば、控訴人が地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に当たることは、原判決が説示する（「事実及び理由」の第3の1(3)）とおりである。

控訴人は、被控訴人が、本件処分を検討するに当たり、一連の行動、態度を相互に有機的に関連付けて評価することや、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素を考慮することをしておらず、転職の可能な他の職をも含めて全ての職についての適格性を検討していないし、分限免職処分以外の他の処分も検討していないと主張する。しかしながら、原判決が認定する（28頁3行目「被告は」から7行目まで）とおり、被控訴人は、本件処分を行うに当たって、本件分限懲戒等審査委員会を6回開催し（平成22年3月30日から同年8月4日までの約5か月の時間をかけてである。）、その中で控訴人の上司である 所長や4名の小学校校長（そのうち、2名については、2回聴取している。）及び控訴人本人から詳しく事情を聴取した（そのほか、教育長、教育委員会の職員5名及び教職員組合の役員2名からも事情を聴いている（乙10）。）上で、本件分限懲戒等審査委員会の答申を受け、それに基づいて本件処分を行ったのであるから、これらの過程で、必要な検討は十分にされたものと認めることができる。

控訴人は、本件処分は、公平原則、平等原則、比例原則に反するというも

のの、これを具体的に主張するものではなく、控訴人がこれまで懲戒処分を一度も受けたことがなくても、それだけで、本件処分が裁量権の範囲を逸脱しているということはできないし、控訴人が被控訴人の指導に従ってきたことについては、そのような事実自体を認めることができないことは、原判決が説示する（「事実及び理由」の第3の1(3)ウ）とおりである。

したがって、本件処分が裁量権の範囲を逸脱しているということはできず、当審における控訴人の主張(5)も、採用することができない。

3 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

裁判官 江 口 と し 子

裁判官 本 田 能 久

これは正本である。

平成 25 年 7 月 17 日

東京高等裁判所第 17 民事部

裁判所書記官

飯 田 理 惠

